

犯罪の被害にあわれた方・ご遺族の方へ

高鍋町犯罪被害者等支援金のご案内

犯罪行為により被害を受けた方やご遺族に支援金を支給する制度があります。
(令和 6 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪行為による被害が対象となります。)

支援金の種類等

種類	金額	支給対象者
遺族支援金	30 万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族
重傷病支援金	10 万円	犯罪行為により重傷病を負った方 (※1)

※1 医師の診断により当該負傷又は疾病に係る療養の期間が1月以上であり、かつ3日以上病院に入院することを要したもの(当該疾病が精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができないもの。)が対象となります。

対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失による行為を除く)

対象要件

- ・犯罪発生時、犯罪被害を受けた者が高鍋町民であること。
- ・支援金の支給対象者が、支給申請時に高鍋町民であること
- ・警察への被害届の提出等により、警察が犯罪被害を把握していること。

申請期限

犯罪被害が発生した日から原則2年以内
(やむを得ない理由により申請できなかった場合はご相談ください。)

詳しくは下記までお問い合わせください

問合せ先

高鍋町役場 危機管理課

相談窓口

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
高鍋町役場本庁舎 2 階

支援金制度 Q&A

Q 遺族支援金は、遺族が複数名いる場合はどのようなになるのですか？

A 遺族支援金は、ご遺族のうち、下記の範囲及び順位により第1順位となる方が支給の対象となります。第1順位遺族となる方が複数名いる場合には、代表者1名が支給の対象となります。

遺族の範囲及び順位

※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。

- 1 ① 配偶者（事実婚等を含む）
- 2 犯罪被害者の死亡時において、生計を一にしていた
② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹
- 3 犯罪被害者の死亡時において、生計を同じくしていない
⑦ 子 ⑧ 父母 ⑨ 孫 ⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

Q 交通事故による被害は、支援金の対象となりますか？

A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故は対象となりません。（危険運転致死傷罪に当たる交通事故は対象となります。）

なお、交通事故による被害には、自動車損害賠償保障法が適用されます。

Q 支援金の対象となる犯罪行為の被害にあった場合、必ず支援金の支給を受けることができますか？

A 次の場合には、支援金の支給を受けられないことがあります。

- 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- 被害者又は第1順位遺族が、暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者であるとき。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給が社会通念上適切でないと思われるとき。